

# 指定訪問看護事業重要事項説明書（医療保険）

2026.6.1 版

## 1 法人の概要

- (1) 事業者名称 特定医療法人 新生病院
- (2) 代表者氏名 理事長 大生 定義
- (3) 所在地 長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 4  
電話番号 026-247-2033
- (4) 設立年月日 昭和 7 年 10 月 18 日

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所名称 訪問看護ステーションつぼみ
- (2) 事業所所在地 長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 4  
電話番号 026-247-8972
- (3) 事業所管理者 北村 千恵
- (4) 事業実施地域 小布施町、須坂市、高山村、長野市、飯綱町、信濃町  
中野市、山ノ内町、飯山市、木島平村

## 3 運営方針

当事業所は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な医療保健サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。

## 4 職員体制（法定）

- (1) 管理者（保健師又は看護師） 1 名
- (2) 看護職員（看護師） 3 名以上（管理者含む）
- (3) セラピスト（理学療法士・作業療法士） 1 名以上

## 5 営業日・営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前 9 時～午後 5 時

\*ただし、24 時間対応体制加算の契約をした利用者に関し 24 時間常時連絡及び対応が可能な体制とします。

## 6 サービスに関する相談・苦情

訪問看護のサービスに関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承り迅速かつ適切に対応します。

苦情解決担当者：新生病院 訪問看護ステーション 事業所管理者  
電話番号：026-247-8972 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

## 7 指定訪問看護サービスの内容

医学管理を行っている医師等の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者の心身の維持回復を図るために必要な看護、指導を行います。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 病状、心身の状況の観察      | (2) 配薬・与薬・残薬確認 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話   | (4) 床ずれの予防・処置  |
| (5) 清拭・洗髪等による清潔の保持   | (6) リハビリテーション  |
| (7) ターミナルケア          | (8) 認知症患者の看護   |
| (9) 療養生活や介護方法の指導     | (10) カテーテル等の管理 |
| (11) その他医師の指示による医療処置 | (12) 緊急時訪問対応   |

## 8 緊急時及び事故発生時の対応

### ① 緊急時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、その他利用者の身体状況が急変した場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

### ② 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由で利用者の生命、身体、財産を傷つけた場合、その損害を賠償します。

### ③ 損害賠償保険の加入

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 【1】 保険会社名 | あいおい損害保険株式会社      |
| 保険名       | 介護保険・社会福祉事業者総合保険  |
| 補償の概要     | 訪問看護サービス          |
| 【2】 保険会社名 | 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 |
| 保険名       | 訪問看護事業者賠償責任保険     |
| 補償の概要     | 訪問看護サービス          |

## 9 個人情報の取り扱い

① 介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができ、適切な保険医療サービス・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、必要に応じサービス担当者会議及び担当者等への情報提供をさせていただきます。但し、提供させて頂く内容は必要最低限とし、利用者及びご家族等の不利益にならないよう配慮いたします。

### ② 情報開示について

文書で申し込む事により、居宅サービス提供にあたっての記録を閲覧、または、複写物の交付を受けることができます。

## 10 医療DX推進体制

- ①オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。
- ②厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。
- ③資格情報の提供は利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

## 1. 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

健康保険制度等による訪問看護サービスの利用料は、ア訪問看護基本療養費、イ訪問看護情報提供療養費、ウ訪問看護管理療養費 の合計額です。

### ア 訪問看護基本療養費（1日につき）（単位：円／回）\*同一建物・2名以内を含む

項目			利用料	自己負担額の目安			該当
				1割	2割	3割	
基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
	*訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）※3		8,500	850	1,700	2,550	
加算	緊急訪問看護加算（月14日目まで）		2,650	265	530	795	
	緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000	200	400	600	
	*夜間・早朝訪問看護加算 （午前6時～午前8時・午後6時～午後10時）		2,100	210	420	630	
	*深夜訪問看護加算 （午後10時～午前6時）		4,200	420	840	1,260	
	長時間訪問看護指導加算 （週1回）※5		5,200	520	1,040	1,560	
	*難病等複数回 訪問加算※4	1日に2回	4,500	450	900	1,350	
		1日に3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
	乳幼児加算（6歳未満） *下記以外の場合以外 ※6		1,400	—	—	420	
	乳幼児加算（6歳未満）※6 *厚生労働省が定める者に該当する場合		1,800	—	—	540	
	*複数名訪問看護加算 ※7		4,500	450	900	1,350	
訪問看護遠隔診療補助料		2,650	265	530	795		

### イ 訪問看護情報提供療養費（単位：円／回）

項目	利用料	自己負担額の目安			該当
		1割	2割	3割	
訪問看護情報提供療養費1～3 （月1回）※8	1,500	150	300	450	
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500	
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000	1,000	2,000	3,000	

## ウ 訪問看護管理療養費（1日につき）

項目		利用料	自己負担額の目安			該当	
			1割	2割	3割		
機能強化型訪問看護管理療養費 1							
訪問初日（月初め）		13,760	1,376	2,752	4,128	○	
2日目以降（単一建物 20人未満）		3,010	301	602	903	○	
加 算	24時間対応体制加算（月1回）		6,800	680	1,360	2,040	
	訪問看護物価対応料 1（月初め）		60	6	12	18	○
	訪問看護物価対応料 1（月の2回目以降）		20	2	4	6	○
	特別管理加算 （月1回）	酸素・点滴	2,500	250	500	750	
		尿管等・胃ろう等・ がん末期	5,000	500	1,000	1,500	
	退院支援指導加算		6,000	600	1200	1800	
	退院支援指導加算（長時間超）※9		8,400	840	1,680	2,520	
	退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400	
	特別管理指導加算		2,000	200	400	600	
	在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000	300	600	900	
	訪問看護医療情報連携加算 （月1回）		1,000	100	200	300	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2,000	200	400	600	
	看護・介護職員連携強化加算 （月1回）		2,500	250	500	750	
	専門管理加算イ（月1回）※10		2,500	250	500	750	
	専門管理加算ロ（月1回）※10		2,500	250	500	750	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50	5	10	15	○	

※1 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

\*訪問回数は基本的に週3回が限度ですが、状態により主治医と相談の上で増やすことができます。

※2 同一建物に居住する複数の利用者への同一日にサービスを提供した場合の療養費

※3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定。

- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合
  - \*週4日以上訪問看護を算定できる利用者のみ。
- ※5 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合。
  - \*15歳未満の小児であって、厚生労働大臣が定める者は週3日を限度
  - \*通常の訪問時間は1回につき30分～90分程度
- ※6 訪問看護基本療養費の乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者
  - (1) 超重症児または準超重症児
  - (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
  - (3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- ※7 同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、看護師が他の看護師、理学療法士等と同時にサービスを行う場合（週1日を限度とする）
- ※8 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、医療機関等へ必要な情報提供をした場合算定されます。
  - 1、市町村及び都道府県に対して市町村等からの求めに応じた場合
  - 2、小学校又は中学校に入学や転学時等当該学校に初めて在籍する時
  - 3、保険医療機関、介護老人保健施設等に入院又は入所する時
- ※9 長時間（90分以上）の訪問看護を要する利用者であって、
  - ・15歳未満の超重症児又は準超重症児
  - ・特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
  - ・特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ※10 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
  - イ、緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師が配置されていること
  - ロ、指定研究機関において、特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること

\*利用料金につきましては、医療保険訪問看護療養費（法定）により算定いたします。

\*診療報酬改定により、上記金額に変更が生じる場合があります。

\*利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合より算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や特定医療、自立支援等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

## 14. 保険外請求料金

### 【保険対象外となる利用料】

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

また、ケア内容等により、医療保険サービスから自費での訪問看護サービスに切り替えさせていただく場合があります。

### (1) 時間外請求

加算料金		
項 目	金 額	該 当
超過時間加算（1時間30分を越えた分／30分毎）	2,000円	
時間外加算 ※表1 （月曜日～土曜日（祝日を含む）・休日／30分毎）	1,000円	

#### ※表1

月曜日～土曜日 （祝日を含む）	午前 8時～午前 9時から訪問開始した場合
	午後 5時～午後 6時から訪問開始した場合
休日	午前 8時～午後 6時から訪問開始した場合

### (2) その他の料金

#### ① 死後の処置に係る費用

\*エンゼルケア：10,000円（1回）

（訪問看護ターミナルケア療養費算定の場合は6,000円）

ただし、1時間を超えた場合、1時間ごとに5,000円を加算

\*エンゼルセット：6,112円

#### ② 交通費

\*通常の事業実施地域（小布施町、須坂市、高山村、長野市、飯綱町、信濃町、中野市、山ノ内町、飯山市、木島平村）は無料となります。

\*通常の事業実施地域外の場合、実施地域を越えるところから、2km毎に250円(片道)とします。ただし、1km未満の徴収は四捨五入とします。

\*基本料金・交通費の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意をいただきます。

#### ③ キャンセル料

利用者のご都合でサービスを当日キャンセルする場合、下記のキャンセル料がかかります。

・サービス料の100%自己負担

ただし、やむを得ない事情（災害や緊急入院等）がある場合は応相談できます。

キャンセルする場合は前日までにご連絡をお願い致します。

訪問看護の開始・変更にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 住所：長野県上高井郡小布施町大字小布施851番地の4  
法人名：特定医療法人 **新生病院**  
理事長 大生 定義



事業所名 訪問看護ステーションつぼみ

説明担当職員 \_\_\_\_\_

本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受け、その内容等について同意いたします。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印